

江戸川法人会だより

昭和39年分の年末調整の

改正点について

解説 江戸川税務署

本年も恒例により、年末調整を行う時期がやってきました。

日頃徴収義務者の皆様には源泉所得税の徴収について何かと御世話様になり恐ろしく過ごされて頂きますことを、この機会をかりまして厚く御礼申し上げます。御承知のとおり年末調整とは、給与の支払者が各人に対し、その年最後に給与を支払うときに、給与支払のつど源泉徴収した税額の合計額と、年間の給与総額に対する正当税額との差額(例えば年中途で給与の額や扶養親族の数等に異動があつたり、生命保険料、損害保険料の控除を行うことなどのために、必ずしも一致しないのが通常です。)を精算することをいいます。そこで、昨年とくらべてかわつた点だけを申し上げますと、

1 各種控除が下表のように引きあげられたこと。

控除の種類	昭和39年分	昭和38年分
(1)基礎控除額	一一七、五〇〇円	一一七、五〇〇円
(2)配偶者	一〇八、八〇〇円	一〇三、七五〇円
(3)扶養	一三才又は一四才の人 二一才未満の人 三八、八〇〇円	一五才未満の人 三三、七五〇円
(4)給与所得	給与の収入金額からまず 一七、五〇〇円を控除し その残額について二〇% を控除する 四〇万円まで 七、五〇%を 控除する (最高一三万五千円)	給与の収入金額からまず 一〇、〇〇〇円を控除し その残額について二〇% を控除する 四〇万円まで 二〇%を 控除する (最高一二万円)
(5)生命保険料	支払った保険料の金額が 一八、八〇〇円までの時は 一八、八〇〇円をこえ五 万円を超え五 万円を越える時は 三、四〇〇円	支払った保険料の金額が 一五、〇〇〇円までの時は 一五、〇〇〇円をこえ五 万円を超え五 万円を越える時は 三、二〇〇円

- 2 生命保険料控除について保険金受取人の範囲が改正されたこと。
生命保険料控除の対象となる生命保険契約については、保険金受取人のすべてが本人かその親族でなければならぬことになっていました。なお、この場合の親族は必ずしも本人と同じ世帯の親族でなくてもよいことになっていました。(従来は保険金受取人は、本人か本人と同じ世帯の親族であることが要件とされ、受取人が二人以上の場合は、そのうちの一人がこの要件に該当すればよいことになっていました。)
- 3 損害保険料控除制度が新設されたこと。
本年中に本人またはその親族が

常時居住している家屋や生活に必要な家財(宝石、貴金属、書画、骨董などで一個または一組の価額が五万円をこえるものは除かれ、す。)を目的とする損害保険契約等のある場合には、次の区分に応じた金額を限度として、その人の所得から控除することになっていました。

4 目的となつてゐる家財のうち、生活に通常必要な家財以外のもの(宝石、貴金属、書画、骨董などで一個または一組の価額が五万円をこえるもの)がある場合以外のもので、生活に通常必要な家財以外のものに係る保険料が除かれているかどうか。

- (1)保険期間が十年未満の短期契約の保険料だけの場合は、一、五〇〇円
- (2)保険期間が十年以上の長期契約の保険料だけの場合は、一、五〇〇円
- (3)短期契約の保険料と長期契約の保険料の両方がある場合は、一、五〇〇円をこえ、かつ長期契約の保険料が六、〇〇〇円未満の場合は、一、五〇〇円と長期契約の保険料との合計額。

6 いわゆる契約者配当等がある場合には、契約保険料の金額から、分配される契約者配当等の金額が差し引かれてゐるかどうか。

7 損害保険料を支払つたことについての証明書が保険料申告書に添付されてゐるかどうか。

(注) (1)損害保険料については、支払った保険料の金額の多少にかかわらず、すべてこの証明書を添付しなければ控除を受けられないことになってゐます。

なお、この控除については、保険料申告書用紙の裏面にくわしい説明がありますが、申告された損害保険料が控除の対象となるかどうかについては、特に次の点に注意して検討して下さい。

- 1 損害保険契約が、給与の支払を受ける人またはその親族の常時居住している家屋または生活に通常必要な家財を目的とするものであるかどうか。
- 2 事業用動産と家屋等がともに同一の保険の対象となつてゐる場合には、前者に係る保険料が除かれてゐるかどうか。
- 3 目的となつてゐる家屋が住宅のほか店舗など事業用にも使用されている場合には、店舗などに係る保険料が除かれているかどうか。

なお、証明書が明年一月末日までに提出されないときは、その分の控除をしないところで年末調整の再計算をして不足税額を追徴することになります。

(2) この証明書として使用される書面の範囲等については、生命保険料控除の場合に準じます。以上検討の結果、確認した損害保険料控除額は、一人別徴収簿の「生命保険料の控除額」欄に「(損〇〇円)」と記載して下さい。

青色申告協議会開く

取引先に青色申告を勧奨

青色申告協議会(会長野地税務署長)は十月二十二日、税務署長室において第四回協議会を開催しました。当会からは守製鉄株式会社が出席。野地協議会長挨拶ののち十一月一日から始まる「青色申告普及月間」のすめ方などについて協議しました。

この結果、法人会としては、不動産所得のある法人会員に青色申告をするように勧奨したり、また個人事業者との取引が多い法人に依頼状をだして、その取引先でまだ青色申告をしていない下請業者



(協議を重ねる会員の皆さん)

などがあれば、是非青色申告をするように勧奨してもらうと同時に納税貯蓄組合未加入の人があればその加入勧奨もあわせて行なってもらうことになりました。

法人税の延納制度の利用を

税務署では要請

法人税の確定申告や中間申告をする際、納期限内に延納の届出書を税務署長に提出し、かつ、税額の二分の一以上を同時に納付すれば、残額については三カ月の延納が自動的に認められ、利子税は日歩二銭で済むことになっております。この制度については、既に御承知のことと存じますが、江戸川税務署管内においては利用が未だ低調なため、毎月、法人税の滞納発生歩合が都内平均を上廻っている現状です。

しかし、徐々にではあります滞納発生歩合は低下していますので、この際法人会員の皆様にはこの制度に対する認識を更に深められ、納期限内に完納困難な場合には、是非この延納の制度を利用されますようお願いいたします。

御存知ですか

十一月は申告所得税第二期分の納期です。税務署からお送りした納付書で、来る十一月三十日までにお近くの銀行、郵便局または税務署の窓口にお納め下さい。

家庭で造れるお酒

(ぶどう酒はイケメセン)

しょうちゅうに梅をつけて造った梅酒を、うすめて氷を浮かして飲むうまさ、清涼飲料としては最高の飲みものといえましょう。最近では多くの家庭でも流行しています。

このほか、アルコール分が二十度以上の酒類(普通は、アルコール分三十五度ぐらいのしょうちゅうが使われます。の中に砂糖など、みかん(うんしゅう、きんしゅうみかんとか夏みかん)、すもも(ぼたんきょうも含まれます)、かりん、いちご、にんにく、くこ、しそ、くわ、またたび、さるなし、とち、ぐみなど十三品目の酒類を免許なく造ることができます。

これから実りの秋を迎えて疲労回復にもつてこの飲みもので万病の妙薬ともいわれます。造つてお楽しみください。

ただ、前述の十三品目以外のもの

なお、期限(十一月三十日)を経過しますと延滞税が余分につきまので御注意下さい。

また、昭和三十九年分の総所得金額が十一年一日現在で計算した結果、予定納税基準額(六月十五日でお知らせした)よりも減少す

のや、ブドウで酒を造つたりしますと、酒税法に違反することになりますから御注意ください。

また、それを販売すること、密造酒を貰ったり、買ったり、売ったり、持つていたりすることも禁止され、違反すれば懲役、罰金に処せられることになります。

十一月の行事予定

●十四日(土)

午後一時～三時

創立準備委員会

法人会館二階会議室

●十八日(水)

午後三時～五時

定例理事会

●二十五日(水)

午後二時～五時

業種別研究会

第一銀行東小松川支店

●二十七日(金)

午後一時～五時

源泉所得税事務研究会

法人会館二階会議室

ることとなった場合(年の中途で事業の休廃止、火災、盗難等による)は、十一月十六日までに事実を証明する書類を添付のうえ、予定納税額の更正請求書を税務署長に提出して下さい。

十二月の行事予定

●二日(水) 午後二時～五時

第一、二支部研究会

法人会館二階会議室

●十二月初旬

午後二時～五時

第三支部研究会

法人会館二階会議室

●十二月初旬

午後二時～五時

第四支部研究会

第一銀行平井支店

●年末調整の説明会日時

十一日(金) 小松川公会堂

十四日(月) 江戸川区公会堂

十五日(火) 葛西公会堂

十六日(水) 小岩公会堂

●納税相談(十一、十二月)

●五日

午後一時～五時

区役所葛西支所

●十六日

午後一時～五時(内宮運送)

●二十五日

午後一時～五時

協和銀行小岩支店会議室

同族会社などに対する

同行調査と同時調査

税務調査の方法として、特定の同族会社と同族関係者に対する同行調査とか同時調査ということがいわれています。そこでこの調査方法の目的などを解説いたします。

同族法人と同族関係者との間には、種々の複雑な関連性がありますので、法人と同時に個人についても調査を実施しなければ、適正な課税を行うことが困難な場合があります。例えば法人と個人の間に資産の異動があつたり、貸借関係があるもの、或は個人の資産が増加しているが個人所得につながらないもの、個人事業を行つていてその同族法人と密接な取引があるもの等があります。又場合によっては、特定の同族関係者によつては、特定の同族関係者によつて運営されている法人のグループとその同族関係者についても同様なことがいえると思います。この様な複雑な事案につきましては、調査担当者が関連ある各税目について、同時に調査することが困難な場合に、関連する各税目の他の調査担当者が同行して調査を行います。同行調査を行なう以外のものでつぎましては、前述のように同一担当者が関連のある各税目について、同時調査を実施します。この場合数税務署にまたがつて、調査が行なわれる場合も考えられます。

所得税は青色申告で、

税務署では十一月を「青色申告普及月間」として青色申告会、税理士会、法人会等と協同して青色申告の増加をはかつております。青色申告は、白色申告にくらべ税

よつて運営されている法人のグループとその同族関係者についても同様なことがいえると思います。この様な複雑な事案につきましては、調査担当者が関連ある各税目について、同時に調査することが困難な場合に、関連する各税目の他の調査担当者が同行して調査を行います。同行調査を行なう以外のものでつぎましては、前述のように同一担当者が関連のある各税目について、同時調査を実施します。この場合数税務署にまたがつて、調査が行なわれる場合も考えられます。

要するに、特定の同族法人と同族関係者に対する同行調査または同時調査は、法人、個人を通じて課税の適正をはかるために実施されるのです。

法上数段有利になっています。会員の皆さんで不動産所得のある方、また系列の下請業者の方で青色申告をまだ行なっていない個人事業の方があつたら、是非この機会に青色申告をなさるようおすすめいたします。

要するに、特定の同族法人と同族関係者に対する同行調査または同時調査は、法人、個人を通じて課税の適正をはかるために実施されるのです。

印紙税

よもやま話



印紙税の納付方法(消印方法) 印紙税法には第一号から第三十号までの証書、帳簿に収入印紙の貼付をしなければならない規定があることは御存知のことと思います。

しかし、貼付しただけでは納税したことはならず、消印しなければなりません。消印の方法は、作成者の印で割印(写真の上段)をするのが原則ですが、本人のサインでもよく、「使用済(写真の中段)」「本人名(写真の下段)」等の方法で再使用不可能の状態にすればよいわけです。

以上のように貼付消印しなければ処分されます。

借用証の実例(下図参照)

(1) 誤った考え方

社内間で作成されたものであるから印紙税は課せられないものとして所定の収入印紙を貼付しなかつたものである。

(2) 正しい考え方と納税額

実例の借用証は、たとえば本店と支店との関係のように同一人格

内において事務整理上作成される連絡文書とは異り、相対立する人格間において発生する財産権の変動、すなわち住宅資金の受領事実とともに償還方法および利率等を記載証明した証書である。したがつて、当該借用証は印紙税法第四条第一項第二号に規定する「消費貸借に関する証書」に該当し、記

全国に法人数は、本年六月末で七五万八、二三三社。前年より四万六、一〇三社増加

全国の法人数は？

借用証

江戸川実業株式会社殿

所属資格	営業部仕入課		
	A	氏名	平井 逆夫 ㊞

下記のとおり借用致しました。ついては住宅等貸金規則を遵守し相違なく返済します。

金 額	金百貳拾万円 也 ￥ 1,200,000		
償 還 方 法	住宅を建築した月の翌月から60ヵ月賦とする。 利息は日歩老銭参厘の単利で総利息の均等額を元金償還開始後毎月支払う。 退職または解雇されたときは退職慰労金その他諸給与金から一時に償還する。		
連 帯 保 証 人	所 属 氏 名	営 業 部 仕 入 課	
		松 川 岩 夫 ㊞	
	所 属 氏 名	総 務 部 総 務 課	
		篠 崎 今 男 ㊞	
完 済	年月日	昭和 年 月 日	元合計 利計

知らなければ損!

入場券を二つに切る理由

映画や野球などを見に出かけると、入口で入場券を半分に切つて一方を渡してくれます。これであるの払った入場税が国に正しく支払われたということになり、半片は領収書の役目をしているとい

「食事の現物給与」二題

【問】 食事を現物支給した場合の評価方法を教えてください。

(東船堀町M社)

【答】 食事を供する場合のその価格については、主食、副食の材料(調味料を含む)等に要する直接費のみによつて計算することが出来ます。ただし、飲食店から食事を購入している場合は、その購入価額によります。なお、従業員に対する給与として課税する場合には、右の価格の七割相当額によります。

【問】 食事を給与とし、その代金の一部を徴収している場合は、直接費の七割相当額から、徴収している食事代金を差し引いたものが現物給与となりますか。

(東篠崎町T社)

【答】 そうではなく、ここで注意を要するのは無料で支給する

えます。

ですから入場券の半片は忘れずに受け取ることにしましょう。

プロ野球だと四回表までに雨などで中止になれば、もう一度見ることができ、半片がないと新しい券と交換できません。映画なども、停電などで中止になったとき同じように役立ちます。



税金歳事記

十一月

- ◎所得税
- ◎予定納税額(第二期分)の納税
- ◎予定納税額の修正申告

○所得税予定申告
○予定納税額の更正の請求(十六

食事の価格の七割相当額の意味です。たとえば従業員に食事を支給し、その食事代の一部のみを徴収しているような場合には、食事の価額から徴収している食事代を差し引いた残額が無料で支給する食事となり、その残額の七割相当額が現物給与の額となるのであつて、食事の価額の七割相当額から徴収する食事代を差し引いた残額を現物給与の額とするのではないから留意を要します例をあげてみましょう。

食事の価額三、〇〇〇円、徴収している食事代一、〇〇〇円の場合、食事の現物給与の額は一、四〇〇円

(算出)
3,000円-1,000円=2,000円

税金相談室

割賦購入により取得した固定資産の取得価額

【問】 当社は、割賦で自動車を購入しました

たが、契約書の内容をみますと、自動車の代金と利息に区分されていきます。この場合その代金だけを取得価格として記帳すればよろしいでしょうか。

(新田S社)

【答】 割賦販売契約によつて購入した固定資産の取得価格には、たとえば契約において購入

日まで)

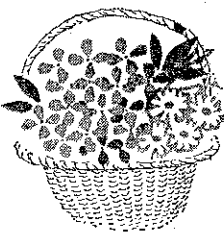
- ◎法人税
- ◎九月決算法人の確定申告と納税
- ◎三月決算法人の中間申告と納税
- ◎源泉所得税の納税(十日まで)
- ◎個人事業税(第二期分)の納税
- ◎九月決算法人の法人事業税の申告と納税

十二月

代金と代金支払期間の利息等を区別して支払うこととなつている場合には、その利息等の額を含めないことが出来ます。

なお、契約において、購入代価と利息等をあわせて支払うこととなつていても、その支払金額が購入代価と利息等に明確に区分され、かつその利息等の額が通常の金利計算と同じように計算されている場合にも、その利息等の額を取得価格に含めないことが出来ます。

(回答は三問とも編集部)



- ◎給与所得の年末調整
- ◎源泉所得税の納税(十日まで)
- ◎法人税
- ◎十月決算法人の確定申告と納税
- ◎四月決算法人の中間申告と納税
- ◎十月決算法人の法人事業税の申告と納税
- ◎固定資産税、都市計画税(第三期分)の納税

(注) 十一月、十二月ともに関係深い主な税金だけをあげました。

編集部から

編集部では、「税金相談室」欄を設けて、税金に関する会員の御質問にお答えしております。税金に関することでおわかりにならないことがありましたら、左記要領でどしどし御質問をお寄せください。

- 1 質問は官製はがきで。
- 2 住所、氏名明記のごと、ただし紙上仮名は自由
- 3 あて先は事務局税金相談室 係へ
- 4 原則として本紙外での直接回答はいたしません。

年内は、第三号で休ませていただきます。会員の皆様、どうぞよいお年をお迎えください。